

## 「施設における定期的検査（東京都 集中的検査）」に関する Q&A

Q1 集中的検査は、必ず実施する必要がありますか。

A1 本検査への参加は任意であり、各施設で判断いただくこととなりますが、本検査は各施設における集団感染の防止を目的として実施するものであることから、是非積極的にご参加ください。

なお、送付する検査キットについては、申込をした施設等において、職員の検査のためにご使用いただくようお願いします。

Q2 検査の対象者について教えてください。

A2 検査の対象は**施設に勤務する職員の方**を対象としています。

なお、集団感染防止の観点から、利用者に恒常的に接することがない事務職員や委託職員等、常勤・非常勤の雇用形態を問わず対象に含めていただくことも可能です。

Q3 検査は、抗原定性検査のみでしょうか？PCR 検査も選べるのでしょうか？

A3 本検査においては、簡便かつ迅速に検査結果が判明する抗原定性検査キットを使用します。

Q4 集中的検査の対象施設であるかどうかの確認はどのようにすればよいですか？

A4 本事業の対象となる施設に対して、東京都の各所管部署から、集中的検査の案内をお送りしています。集中的実施計画の対象施設に指定されているのに案内が届かない場合など、確認が必要な場合はコールセンターにお問合せください。

【コールセンター】

電話番号 0120-560680 (9:00~18:00 土日祝含む)

Q5 抗原定性検査はどの程度の頻度で実施すればよいのでしょうか？

A5 原則として週2～3回程度の検査の実施をお願いします。

※ なお、集中的・定期的検査を実施していただいている施設につきましては、濃厚接触者となった各施設の職員が、毎日の業務開始前に行う陰性確認のための検査及び待機期間解除の判断のため、2日目と3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認を行う場合にも、検査キットをご使用いただけます。

Q6 検査実施管理者は設定しなければいけないのでしょうか？

A6 検査で使用する抗原定性検査キットは、体外診断用医薬品であり、その使用に当たっては、国の「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」に基づき、検査実施管理者を設置し適正に実施していただくことが必要です。ご理解いただけますようお願いいたします。

Q7 検査実施管理者になるために、資格は必要ですか？

A7 検査実施管理者になるために、特定の資格は必要ありません。また、施設長や特定の職種である必要もありません。

検査実施管理者となるためには、検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関して「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」と使用する抗原定性検査キットに係る添付文書等の内容を理解し、「理解度確認テスト」を学習することが要件になります。

Q8 職員以外の人に検査にキットを使用することはできますか？

A8 検査の対象は、施設に勤務する**職員の方**です。施設の利用者や職員の家族の方は対象となりません。

また、配付する検査キットを本事業の他の用途に使用しないでください。

Q9 検査キットの配送先を複数個所指定することは可能ですか？

A9 検査キットの配送先については、申込事業者につき1箇所になります。

Q10 配送日の指定はできますか？

A10 配送日を指定することはできません。ご不在等で受け取れなかった場合には、配送業者がいったん持ち帰り、再度配送します。

Q11 申し込んでからどのくらいで検査キットが届きますか。

A11 お申込みいただいてから検査キットの配送までに2日程度お時間をいただきます。申込が集中する場合は、日数を要することがあります。

Q12 検査キットに使用期限はありますか？

A12 各キットの種類により異なりますので、検査キット受領後、使用期限をご確認ください。

貴施設におきまして、検査対象人数、必要キット数を適正に管理し、必ず使用期間内に利用するようにしてください。

Q13 検体はどのように採取しますか。

A13 検査を受ける方が自ら鼻腔で綿棒等を用いて採取します。詳しくは検査キットに添付される説明書をご覧ください。

Q14 陰性証明書は出ますか？

A14 各施設で実施していただく検査は医師の診断を伴うものではないことから、陰性証明にはなりません。

Q15 申込をした後に、検査をやめることは可能ですか？

A15 施設等における感染拡大、クラスター防止を目的として実施する検査であり、感染予防の観点からも**定期的な検査を継続していただけるよう**お願いいたします。  
検査結果のご報告がない場合や、配付済の検査キットの利用実績が少ない場合には、お問合せさせていただく場合がございます。

Q16 職員の検査参加にかかる費用について請求できますか？

A16 検査の実施に必要な検査キットはお申込の内容に応じて配布いたしますが、貴施設での検査実施に伴い発生する経費（職員の旅費等）等については請求できません。  
「陽性疑い」となった場合の医療機関受診費用については、ご本人の負担となります。

Q17 5月7日の集中的検査終了後に、検査キットが余った場合は、返送する必要がありますか？

A17 ご返送いただく必要はありません。貴施設での感染症対策にご活用ください。